様式第２号

北九州市地域クラブ認定要件確認書

次の認定要件に当てはまることを確認してください。

**【組織に関すること】**

□　北九州市の中学生が自由に参加できるクラブであること

□　活動拠点は原則として北九州市内の施設とし、活動場所までの移動について、生徒やその保護者の過度な負担とならないこと

□　営利を目的とした運営でないこと

□　地域クラブ関係者（役員及び指導者等）は、暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者、その他の反社会的勢力でないこと。

□　持続可能なクラブの運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること

□　教育委員会が定めた「北九州市学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」を遵守して活動すること

□　以下の要件を満たす規約又は会則を作成しており、それらの内容が社会通念上、適正であると認められること

・ 目的が記載されていること

・ 入退会について記載されていること

・ 会費について記載されていること

・ 以下の役員を置くことが記載されていること

　　　　　① 代表　　② 副代表　　③ 会計　　④ 事務局

⑤ 監事（代表、副代表、会計、事務局を兼ねることはできない）

・ 総会について記載されていること

・ 生徒の活動内容や活動実績について、その生徒の所属校と必要に応じた情報共有を行うこと

□　教育委員会が主催する、ガイドラインに則った指導者研修を受講した役員または指導者が指導に携わること

**【活動方針・指導方針に関すること】**

□　次に揚げる部活動の意義を正しく理解するとともに、勝敗・成績などに偏った指導にならないように努め、子どもの資質・能力の向上を主たる目的として活動すること

　　（部活動の意義）

（１）　部活動とは、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、人間形成に資するものである。

（２）　部活動とは、スポーツや文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものである。

□　学校管理下の怪我等に適用される「（独）日本スポーツ振興センター」の災害共済給付と同等の補償となるスポーツ安全保険等に加入すること

□　生徒の安全管理と事故防止に努め、体罰・不適切な言動・ハラスメント等の行為は人権侵害行為であり、断じて許されないことを認識して適切な指導を行うこと

□　過度の練習が、スポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことなどを正しく理解して指導すること

□　生徒がそれぞれの目標を達成できるように、勝利至上に偏ることなくガイドラインに準じた休養日及び活動時間を設定するなど、短時間でも効果が得られるように工夫して指導すること

□　生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、適宜水分補給や休息時間等をとって、適切な指導内容や練習時間を設定すること

□　施設管理者と連携して用具や施設の点検を常時行い、保護者や医療機関等への連携体制の整備を行うなど、危機管理及び生徒の安全確保に万全を期すること

□　大会等に参加する場合は、大会主催者の求めに応じて、大会等の運営に協力すること。

□　生徒の活動内容や活動実績について、その生徒の所属校と必要に応じた情報共有を行うこと。

以上の内容に相違ありません。

クラブ名

代表者　（自署）